

議第131号

京都市立高等学校条例の一部を改正する条例の制定について

京都市立高等学校条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年11月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市立高等学校条例の一部を改正する条例

第1条 京都市立高等学校条例の一部を次のように改正する。

別表位置の欄中「京都市北区紫野大徳寺町29番地」を「京都市北区紫野大徳寺町22番地」に、同表中

京都市立京都奏和高等学校	京都市伏見区深草鈴塚町13番地
--------------	-----------------

を

京都市立京都奏和高等学校	京都市伏見区深草鈴塚町13番地
京都市立開建高等学校	京都市南区唐橋大宮尻町22番地

に改める。

第2条 京都市立高等学校条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

名 称	位 置
京都市立紫野高等学校	京都市北区紫野大徳寺町22番地
京都市立堀川高等学校	京都市中京区東堀川通錦小路上る四坊堀川町622番地の2
京都市立京都堀川音楽高等学校	京都市中京区油小路通御池押油小路町238番地の1
京都市立西京高等学校	京都市中京区西ノ京東中合町1番地

京都市立日吉ヶ丘高等学校	京都市東山区今熊野悲田院山町5番地の22
京都市立美術工芸高等学校	京都市下京区川端町15番地
京都市立開建高等学校	京都市南区唐橋大宮尻町22番地
京都市立京都奏和高等学校	京都市伏見区深草鈴塚町13番地
京都市立京都工学院高等学校	京都市伏見区深草西出山町23番地

附 則

この条例は、各規定につき市規則で定める日から施行する。ただし、第1条中別表位置の欄の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

京都市立開建高等学校を設置し、及び京都市立塔南高等学校を廃止するとともに、規定を整備する必要があるので提案する。